

大田市社会福祉法に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 5 1 号

大田市社会福祉法に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大田市社会福祉法に関する文書の様式を定める規則（平成 2 5 年大田市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 8 までを次のように改める。

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

大田市長 様

設立者又は
は設立代
表者 住所
氏名

次のとおり社会福祉法人を設立したいので、社会福祉法第31条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉事業	第一種	
		第二種	
	公益事業		
	収益事業		

資 産	純 資 産 ⑤－⑥	内 訳								
		社会福祉事業用財産		③公益事 業用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①＋② ＋③＋ ④	⑥負債			
		①基本 財産	②その他 財産							
円	円	円	円	円	円	円				
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議 員の 別※	氏 名	親 族 等 の 特 殊 関 係 者 の 有 無	役員の資格等(該当に○)					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事 業 経 営 識 見	地 域 福 祉 関 係	管 理 者	事 業 識 見	財 務 管 理 識 見	有 無	法 人 名

※理事のうち、理事長予定者については、○を付けること

(注)この申請書には、省令第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所 の所在地		
	ふりがな 名称		
	代表者氏名		
申請年月日			
定款 変更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由			

(注)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- ② 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- ③ この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

(表 面)

社会福祉法人定款変更届出書			
届 出 者	主たる事務所の 所在地		
	ふりがな 名 称		
	代表者氏名		
届 出 年 月 日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由			

(注)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- ② 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- ③ この届出書には、社会福祉法施行規則第4条第2項で準用する第3条第1項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第4号(第5条関係)

社会福祉法人解散
認可
申請書
認定

年 月 日

大田市長 様

申請者 主たる事務所の
所在地
代表者氏名

次のとおり当法人を解散したいので、社会福祉法第46条第2項の規定により
認可 される
認定
よう、関係書類を添えて申請します。

解散する理由							
資 産	純資産 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事 業用財産	⑤財産計 ①+②+ ③+④	⑥負債
	①基本 財産	②その他 財産	円				
円	円	円	円	円	円	円	
残余財産 の処分方法							

(注) 省令第5条第1項各号に掲げる書類を添付すること。

社 会 福 祉 法 人 解 散 届

年 月 日

大田市長 様

住所
届出者(清算人)
氏名

次のとおり社会福祉法人が解散したので、社会福祉法第46条第3項の規定により届け出ます。

解散した法人	主たる事務所の所在地						
	ふりがな						
	代表者氏名						
解散した理由							
資産	純資産 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+ ③+④	⑥負債
	①基本財産	②その他財産	円				
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産の処分方法							

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)

年 月 日

大田市長 様

申請者 主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名

主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名

次のとおり社会福祉法人を合併したいので、社会福祉法第49条第2項の規定により認可されるよう、関係書類を添えて申請します。

合併する理由							
合併により消滅する法人の名称							
合併後 存続する法人	主たる事務所の所在地						
	名称						
	事業の種類	社会福祉事業	第1種				
			第2種				
	公益事業						
収益事業							
資産	純資産 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事 業用財 産	⑤財産計 ①+②+ ③+④	⑥負債
	①基本 財産	②その他 財産	円				
	円	円	円	円	円	円	円

役員等となるべき者	理事 監事 評議員の別※	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員資格等(該当に○)					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管 理 者	事 業 識 見	財 務 管 理 識 見	有 無	法 人 名

(注) 省令第6条第1項第1号から第3号まで及び第4号イから二までに掲げる書類を添付すること。

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)

年 月 日

大田市長 様

申請者 主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名
設立事務 住所
共同執行者 氏名

申請者 主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名
設立事務 住所
共同執行者 氏名

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)

次のとおり社会福祉法人を合併したいので、社会福祉法第49条第2項の規定により認可されるよう、関係書類を添えて申請します。

合併する理由		
合併により 設立する法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	社会福祉事業	第1種
		第2種
	公益事業	
収益事業		

役員等となるべき者	理事 監事 評議員の別※	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員の資格等(該当に○)					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名

(注) 省令第6条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添付すること。

評議員	定数	()											
	役職	氏名	現就任年月日	年齢	職業	親族等特殊関係者の有無	役員の資格等(該当に○)					出席回数	評議員会への
							学識経験者	地域福祉関係	地域代表	施設長	その他		
施設長	施設名	氏名	就任年月日	年齢	法令等に定める資格の有無								
	開催年月日	出席者数	決議事項										
理事会													
評議員会													
不動産の所有状況(年3月31日現在)	土地	所在地		面積	評価額(千円)	担保提供状況							
		基本財産				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	基本財産については市長の承認の有無			
		その他財産											
		公益事業財産											
	建物	基本財産											
		その他財産											
		公益事業財産											
		収益事業財産											

年 月 日

年度の主な事業報告

(社会福祉法人名)

社会福祉事業

公益事業

収益事業

(社会福祉法人名)

財 産 目 録

(年 月 日現在)

資産・負債の内訳	金額(円)
<p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産 (内 訳)</p> <p style="text-align: center;">流動資産合計</p> <p>2 固定資産 (1)基本財産 (内 訳)</p> <p style="text-align: center;">基本財産合計</p> <p>(2)その他の固定資産 (内 訳)</p> <p style="text-align: center;">その他の固定資産合 計</p> <p style="text-align: center;">固定資産合計</p> <p style="text-align: center;">資産合計</p> <p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債 (内 訳)</p> <p style="text-align: center;">流動負債合計</p> <p>2 固定負債 (内 訳)</p> <p style="text-align: center;">固定負債合計</p> <p style="text-align: center;">負債合計</p>	
差引純資産	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。